

## 令和 7 年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務仕様書

## 1 業務名

令和 7 年度関市脱炭素社会推進普及啓発事業委託業務

## 2 業務目的

関市では、令和 4 年 2 月に 2050 年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」をし、地域一体となって脱炭素化を加速していくためには、市民や事業者一人ひとりの行動が重要であり、これらの人々が様々な場面で脱炭素に関する情報に触れ、正しく理解し、脱炭素化社会実現に向けて率先して取り組んでいく必要がある。

令和 4 年度から脱炭素の認知度についてアンケート調査を実施しており、「脱炭素という言葉を知っている」と回答した人は令和 4 年度では 39%であったが、令和 6 年度では 66%まで上昇しており、脱炭素が市民に浸透しつつあると考える。

そこで、本業務では、2050 年ゼロカーボン社会に向けて訴求効果の高いプロモーション（講演会、イベント、セミナー等）を市民向けに実施することにより、脱炭素の認知度向上に加えて行動変容（省エネ・省資源や再生可能エネルギー導入等の実践）を促すことを目的とするものである。

## 3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

## 4 業務内容

## (1) 概要

本業務は、環境に配慮した行動の重要性を理解するだけでなく、行動の実践に繋げるため、市内の子育て世代（20 代～40 代）の親子をメインターゲットとした講演会、イベント、セミナー実施等の普及啓発業務及びその他付随する一切の業務とし、下記のとおりとする。

なお、本業務の具体的な内容は企画提案内容に基づき、本市（環境課）と協議の上、決定することとする。

## (2) 詳細

## ア 講演会の実施

市民の行動変容を促すため、講演会やワークショップ等（下記内容）を実施すること。

## (ア) 講師の手配

子育て世代の親子（特に小学生）が興味を持ち参加につながる講師（講演内容）を選定すること。

## a 想定する講演内容（一例）

- ・生物多様性に関する内容

- ・ゴミ問題（3 R、海洋プラスチック等）に関する内容
- ・地球温暖化や気候変動に関する内容

(イ) 講演会の準備及び運営

講師の飲み物等については受託者が準備するものとし、会場に必要なイス、机等の設置は市が行うものとする。また、講演会の申込受付、当日の来場者受付については市が行うものとし、その他の運営（司会含む）については受託者が行うものとする。

(ウ) 告知チラシ、当日配布チラシ等の作成

チラシの印刷は市が行うものとし、受託者はチラシのデザインまでを行うものとする。

(エ) 開催記録（写真込み）

講演会の参加人数、概要について記録すること。また、次回の講演会の参考にするため、講師、参加者等の記録写真を撮影すること。

(オ) 会場及び実施する時期など（想定）

会場：わかくさ・プラザ総合福祉会館 3 階会議室、関市文化館小ホール

時期：令和 7 年 8 月～12 月頃

定員：80～100 人程度

※100 人以上の集客を見込める企画の提案も可とする。

(カ) 過去の実績

a 令和 4 年度

講師：木場弘子（フリーキャスター）

内容：子どもたちの未来のために考えたい エネルギーや環境  
身近に感じるエネルギー・環境問題

b 令和 5 年度

講師：吉田ジョージ・富永幸（気象キャスター）

内容：気象キャスターと一緒に考えよう！親子で学ぶ地球温暖化

c 令和 6 年度

講師：くぼてんき（気象キャスター／紙芝居師）

内容：気象予報士くぼてんきと考えるゼロカーボン

イ 環境フェアでの体験型イベントの実施

環境フェア（11 月開催予定）の来場者に対して、脱炭素（ゴミの削減、省エネ、再エネ、地産地消など）に興味関心を持つきっかけとなるイベント（下記内容）を実施すること。

(ア) イベントの企画及び運営

環境フェアの集客につながるメインコンテンツとなる企画とし、会場準備、参加者の受付、運営等（当日のイベント運営に係る一切の業務）については受託者が行うものとする。

(イ) 開催記録（写真込み）

体験型イベントの参加人数等について記録すること。また、次回のイ

ベントの参考にするため、会場、参加者等の記録写真を撮影すること。

(ウ) 過去の実績

a 令和4、5年度：人力発電遊園地

- ・人力発電電車遊具（新幹線タイプ、エアロバイクで発電）
- ・2人乗り馬タイプメリーゴーランド（エアロバイクで発電）
- ・ビリケンおみくじ機（エアロバイクで発電） 等

b 令和6年度：市内カフェとの連携によるマイカップ作り

リユーザブルカップに絵を書いたり、シールを貼ったりしてオリジナルマイカップを作るワークショップ

(エ) 令和7年度イベント実施場所（想定）

会場：わかくさ・プラザ学習情報館2－1研究室（78㎡）、  
料理実習室（184㎡）

わかくさ・プラザアテナ工業アリーナサブアリーナ（812㎡）

※ 上記会場のどこかでイベント実施を想定しています。場所等の詳細については、市HP（下記URL）にて確認すること。

URL：<https://wakakusa-plaza.com/facility/>

ウ 脱炭素チャレンジ（脱炭素啓発事業）の実施

市民の行動変容を促すため、効果的な脱炭素啓発事業（下記内容）を実施すること。

(ア) 脱炭素チャレンジの企画

令和6年度に実施した内容を参考にしつつ、脱炭素チャレンジに参加することにより、環境に配慮した行動に取り組むきっかけとなる企画を提案すること。

また、多くの人に参加してもらうため、わかりやすい企画（市民が集まる場所でのイベント等）とすること。

(イ) 賞品の手配・発送等

参加を促進するためのインセンティブとして、抽選によるプレゼント（参加者へのノベルティ）配布等を実施すること。賞品の購入、発送等に係る費用についても、受託者の負担とする。

(ウ) 脱炭素チャレンジ資料（告知チラシ等）の作成

チラシの印刷は市が行うものとし、受託者はチラシのデザインまでを行うものとする。

(エ) 2024脱炭素チャレンジ（令和6年度実施）

令和6年度に実施した2024脱炭素チャレンジの内容については、市ホームページにて確認すること。

<https://www.city.seki.lg.jp/0000018699.html>

## 5 委託金額（上限額）

金 2,596,000円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%。）

- (1) 委託金額には、「4 業務内容」に定める内容を履行するために必要となる一切の経費（各種手続き、打合せに要する交通費等）を含むものとする。
- (2) 委託金額の支払いは、受託者から提出された業務完了届を本市にて受理後、受託者の請求に基づき行うものとする。

## 6 業務実施体制

- (1) 本仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて本業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たっては本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならない。

また、当該委託の相手先を関市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

## 7 手続書類（成果品等）の提出

- (1) 業務着手にあたり、以下の書類を提出し本市の承認を得るものとする。
  - ア 業務計画書（業務概要、業務体制、組織図等を含む。）
  - イ 業務工程表
- (2) 業務が完了したときは、業務完了届及び以下の成果品を提出するものとする。
  - ア 講演会資料（チラシ）、開催記録
  - イ 環境フェアでの体験型イベントの開催記録
  - ウ 脱炭素チャレンジ資料（チラシ）、開催記録
  - エ その他関連資料

※ 上記成果品を紙媒体及び電子データ（DVD-R）にて提出すること。電子データについては、Microsoft Word、Microsoft Excel を使用し、それぞれを PDF 化したデータと併せて整理するものとする。

なお、チラシデータについては、illustrator を使用し、PDF 化したデータと併せて整理するものとする。
- (3) その他、必要に応じて本市より手続書類の提出を求めることがある。

## 8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施に際し、本市の指示があった場合には、その意図や目的を十分に理解した上で、速やかに対応すること。
- (2) 業務実施にあたっては、都度、本市と連絡、打合せを行い進捗状況の共有や業務実施の方向性の確認などを実施すること。

また、主要な打合せには業務管理者が出席することとし、打合せ後は速やか

に議事録を作成し、本市へ提出すること。

- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用し、第三者に開示し又は漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (4) 本業務の成果物及び関連資料等に関する著作権、知的財産権等の権利は本市に帰属するものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係する法令条例等を遵守しなければならない。
- (6) 本業務において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じる一切の責任は受注者が負うものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、本市と協議のうえ決定することとする。